

法務委員会議録第二十七号

昭和二十九年三月二十五日(木曜日)

午前十一時三十三分開議

出席委員

委員長	小林	鏑君			
理事	鏑治	良作君	理事	田嶋	好文君
理事	高橋	禎一君	理事	古屋	貞雄君
理事	井伊	誠一君			

青木	正君	押谷	富三君
林	信雄君	本多	市郎君
山中	貞則君	亘	四郎君
猪俣	浩三君	木原津	興志君
木下	郁君		

出席政府委員

法務政務次官	三浦寅之助君
検事(大臣官)	位野木益雄君
房副査課長	齋藤 三郎君
法務事務官	
(保護局長)	

委員外の出席者

検事(刑事)	下牧	武君
局参事官		
検事(刑事)	長島	敦君
局参事官		
判事(最高裁判)		
所事務総局長	磯崎	良善君
務局総務課長		
専門員	村	教三君
専門員	小本	貞一君

三月二十五日

委員保利茂君及び牧野寛素君辞任につき、その補欠として亘四郎君及び山中貞則君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山中貞則君及び亘四郎君辞任につき、その補欠として牧野寛素君及び

び保利茂君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十四日

民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)
執行猶予者保護観察法案(内閣提出第五二号)

刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に関する法律案(内閣提出第七〇号)
裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

○小林委員長 これより会議を開きます。

○刑法の一部を改正する法律案及び執行猶予者保護観察法案以上二案を一括議題といたします。質疑を続けます。

○質疑委員 昨日質問したので一つ残つていたのは、執行猶予をつけられてそれに不服を控訴を申し立てた、ところがさらに裁判所において執行猶予は元の通りとし、保護観察を付するといふ判決ができるか、この点承りたい。

○長島説明員 御質問の場合は不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○小林委員長 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

○長島説明員 御質問の場合には不利益変更になると考えますので、控訴裁判所では保護観察に付することができな

る不利益な処分というふうにお考えになるのであるかどうか。またもしこれが本人の意思に反する不利益な処分とすることがあれば、これに対しての何らかの異議の申立てなり、あるいはそれが不当なる処分である場合に、これに関する救済の方法があるという御見解であるかどうか、この点をお伺いいたしておきます。

○位野木政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、もちろんその職員の間でございまして、臨時待命を命じた場合には、職員の意に反する不利益な処分という事になります。裁判断所職員につきましても、裁判断所職員臨時措置法によりまして国家公務員法が適用されることになりまして、その第九十条に基いて、不利益な処分を受けた場合には審査の請求ができることになっております。

○高橋(調)委員 これはあるいは前に質疑があつたかもしれませんが、私はまだ速記録も拝見していませんので、若干疑問がありますので、いま一点お伺いいたしておきますが、付則の第四項に關連する問題だと思つて、職員の意思に反して臨時待命を命じた場合の効力とか、その間の給与等に関する問題について、簡単に検討しようから、どういふことになるのか、一通り明らかにしておいていただきたいと思つております。

○位野木政府委員 これは行政機関職員定員法の改正法案の付則の十一項から十七項まで及び二十項に規定してあるところでありまして、内容を申し上げますと、国家公務員としての身分を保有いたしますが、職務には従事いたしません。それから給与の關係は、俸

給、扶養手当及び勤務地手当を支給されるが、その他の給与は支給されません。それから待命を命ぜられてから、勤続期間に應じなす一定の期間待命ということになるわけでありまして、その待命の期間が切れたときに当然に公務員としての身分を失うということになっております。その期間の区分は、六箇月以上三年未満の者は一箇月、三年以上五年未満の者は二箇月、五年以上七年未満の者は三箇月、七年以上十年未満の者は四箇月、十年以上十五年未満の者は六箇月、十五年以上二十年未満の者は八箇月、二十年以上の者は十箇月ということになっております。大体のところは以上の通りでございます。

○小林委員長 他に御質疑はありますか。——他に御質疑がなければ本案に対する質疑はこれをもって終局いたします。

この際古原貞雄君外六名より、左右両派社会党共同で本案に対する修正案が提出されておりますので、その趣旨説明を求めます。古原貞雄君。
裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案に対する修正案
裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第三項中「職員にその意に反して臨時待命を命じ、又は、」を削る。
○古原(貞)委員 原案に対する修正でございますが、政府委員からの御説明によりまして、すでに今回の行政整理に基く本定員の減員に対する關係におきましては、職員の意思に反して特に

臨時待命を命ずる必要がないのだという御答弁と、なおこの規定の必要性は他の行政整理の關係とのつり合いにこのに定めるのだという御答弁の趣旨から考えましても、少くともこの職員の現在の状況におきましては、司法府における職員に對しましては他の行政府における職員と異なる特別な地位を与えられておりませぬけれども、仕事の性格上長い経験を要することが必要であると同時に、相当な信念を持つて今日まで働きを願つておるのでございまして、ただいま申し上げましたように、減員整理の必要がないという御答弁でございまして、あえてここに積極的にかような条件を挿入いたしました。今日まで働いて参りました職員に不安を与えるようなことは、むしろ必要がないのだ、害はあつても益はない、かように考える次第でございまして、一つは今回の整理に必要な規定であるということ、いま一つはかような規定が制定されるにあつて職員に對し非常な不安を与えるという二つの理由におきまして、原案を修正いたします。ただいまお配り申し上げました職員に對して臨時待命を命ずるといふ点についての御削除を願うという意味においての修正案であります。さういふ修正の理由を申し上げる次第でございまして。

○小林委員長 これにて修正案の趣旨説明は終了いたします。本案及び修正案は、これを討論に付すべきであります。討論はこれを省略し、ただちに採決を行つて御異議ありませんか。

○小林委員長 御異議ないものと認め、討論を省略し、ただちに採決を行います。まず古原貞雄君外六名提出の修正案を採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○小林委員長 起立少数。よつて古原貞雄君外六名提出の修正案は否決されました。
修正案が否決されましたから、原案について採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○小林委員長 起立多数。よつて裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案は、原案の通り可決すべきものと決しました。

なおお配りいたします。ただいま議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議はありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小林委員長 御異議はないものと認め、さういふわけからいたします。

○小林委員長 次に、刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に関する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑の通告がありますから、これを許します。井伊誠一君。
○井伊委員 刑事訴訟法の第九十四条に「別に法律の定めるところにより、」とあつて、この法律案の必要とわかつておるのであります。今日に至つてこれが立案提出せられることになつたのはどういふ理由でございませぬか。

○下牧説明員 まことにごもつともなお尋ねでございまして、立法当初におきましては、さつそく別の法律をつくつておくべきであつて、私どももいたしましては、一つの案もつくつて警察に提示いたしましたことと存じます。その案は、今回提出いたしました案とは異なりまして、この訴君の手續といふものを非常に詳細にきめまして、いわゆるヒヤリングの形をとるといふような形式でもつて、相当詳細な案をつくつて提示したこともございまして、ところが、その間警察の間でなか／＼意見の調整ができませんので、意見の調整ができた上ということ而努力しておつたのでございまして、今御御審議をお願いするような案でやつと意見がまとまつたというのでこの案を提出いたしました。こういふわけであります。その間非常な年月がたつておりますが、怠慢のそしりは免れないかと存じますが、事情は警察の間の意見の調整ということに手間取つておつたということになるわけでありまして。

○井伊委員 そうすると、今日までこの法律案の提出の遅れておるのは、警察と検察庁との間の意見の調整をはかるためということでありまして、それは本法案は、結局警察の方の側としてこれに對しては全面的な意見の一致を見ておられるというわけでありませぬか。

○下牧説明員 お尋ねの点は、國警とは意見の一致を見ておられます。それから警視庁の方にやはりこの案を照会いたしまして、意見を聞いたのでございまして、警視庁といたしましては反対の意見を申し出て来ております。それはちやうど閣議決定が済んだ直後に反對だといふ書面が参つております。そ

○下牧説明員 ちやうど閣議決定が済んだ直後に反對だといふ書面が参つております。そ

の後まだ意見の調整はできておりませぬ。

○井伊委員 その警視庁の方でこの法案に対して反対意見があるというのはどういう点でありますか。

○下牧説明員 警視庁の書面によりますと、大きく三点にわかれておりま

す。第一点は、ただいま井伊先生から御質問のございました点で、今ごろ何だ

という点でございます。

それから実体的な面におきましては、この法案を出す結果、今まで警察と検察庁は非常にうまくいつているの

だが、こういうことをして、かどばつたことをやると、かえつて両者の親密

な関係を阻害する結果になり、また警察官の志気も沮喪することになる、し

かも検察官の指揮、指示というものを批判する余地を封じて来る結果、今度

は警察官の志気も沮喪して、捜査能力の低下を来すようなことになる、また

ひいてはこういうことで検察官が警察を押えるということになると、検察フ

アツシヨへの道を開くことになるのだ、何もなしに今まで通り仲よくやればい

いじやないかというのが第二点であり

ます。

官であるとかいうような、そういう特

殊な司法警察職員にも関係があるので

すが、それは大したこともないと思

うのですけれども、これらに対しても

は意見は徴せられてあるわけではな

い。

○下牧説明員 関係各省に全部集ま

つていただきまして法案の内容を説明

いたしまして、全部了承を得ており

ます。

○井伊委員 前回警察法の改正法案が

提出になりました場合に、検察官の指

揮に従わない警察官に対して、司法警

察職員等資格審査会の設置法案とい

う人権侵害の面をも含めて、ああいう

案を一応考えてみたのでございませ

けれども、その際やはり警察側にお

いて強い反対がございまして、刑訴法

百九十四條の關係ならまだがまんは

できるけれども、あそこまで入れられ

てはどうか、あそこまで入れられて

はどうか、あそこまで入れられては

どうか、あそこまで入れられては

どうか、あそこまで入れられては

どうか、あそこまで入れられては

どうか、あそこまで入れられては

どうか、あそこまで入れられては

どうか、あそこまで入れられては

て、そういう事件を片づけようじやな

いか。それでもなお極端な、非常に

片づかないような場合がある場合に

初めこのことが考慮されるといふ

ふうな運用するようにならぬかと考

えておられるか、あそこまで入れ

られてはどうか、あそこまで入れ

られてはどうか、あそこまで入れ

られてはどうか、あそこまで入れ

られてはどうか、あそこまで入れ

られてはどうか、あそこまで入れ

られてはどうか、あそこまで入れ

られてはどうか、あそこまで入れ

られてはどうか、あそこまで入れ

を期するといふ点で了解をつけてお

るわけでございます。

○井伊委員 特殊の警察官に対して、

たとえ鉄道公安官であるとか労働基

礎監督官とか、そういうものに対

して懲戒処分を請求する場合にいた

しまして、実際はその行政官庁内

のことでありますから、それが明確

なる処置がとれるかどうかというこ

とについて、多少の疑いが起きます

のでございませぬ、そういうふう

になつてしまふというふうな場合

も考えられぬことはない。そうい

うふうな場合に、それでも検察官の側ではそれ以上追及するとか、それを及ぼすところの方法、そういうことについてはいかがでございますか。

○下牧説明員 その点の明確な基準とい

うものは定めておりませぬ。それで

私も考えておりますのは、たとえは

ある司法警察職員が、これは一般司法

警察の場合もございませぬ、特別司

法警察の場合もございませぬ、検察

官の指揮指示に従わぬ。そこで検察

官から注意しても何らか非常識に

なつておるといふような場合には、

その監督者に実はいかにすることがあ

るかと、了解をした上で公安委員会に

訴追してもらふ、そういうふうな運

営したい、こういうことではござい

ませぬ、そういう意味ですか。

○下牧説明員 結論はおつしやる通り

になるかと思ひます。ただ必ず打

合せ、了解をした上で公安委員会に

訴追するといふほどのそういうのは

つきりな事だと思ひます。ただ必ず

打合せをするといふほどのそういう

のはつきりな事だと思ひます。ただ

必ず打合せをするといふほどの

そういうのはつきりな事だと思

ひます。ただ必ず打合せをする

といふほどのそういうのはつき

りな事だと思ひます。ただ必ず

打合せをするといふほどの

そういうのはつきりな事だと思

においては、やはり部内の懲戒処分とかなんとかで自律的に動く場合があり得ると思えます。そういうことで自律的に処分されれば、検察官といたしましてはそれ以上何もする必要はないと存じます。実はそういうふうにお互いにとを私どもは期待しておるわけでありませぬ。その裏づけ、建前としては、最後はやれるぞという建前がやはり必要ではなからうか。

それからもう一点は、この請求をいたしましたから今度懲戒罷免権者が何もいたさないような場合、検察官として押す道は法的には何も設けておりませぬ。やはり検察官がこういう請求をいたしました場合には、よほど事実関係がはつきりしておつて、しかもそれが懲戒に値するといふ内容のものでなければできないことと存じます。それから、そういうことであれば何と申しまして、それもそれを懲戒権者の方で握りつづけて知らぬ顔をするを期待するといふか、その辺を疑うといふことまでいたしません。そういう大義名分の立つことならそれで大体済むのじやなからうか、こういうふうな見通しを持っておりませぬし、またそういうことであればわれ／＼の方でやるからといふこともございまして、それでざつ／＼ばらんに申せば、しり切れとんぼのよ／＼な法律案にいたした、こういうわけでございます。

○猪俣委員 今のあなたの答弁で大体わかつたのですが、指揮に従わぬ者を懲戒の請求をやる、その前に公安委員会なりその他の懲戒罷免する権限のものとの相談をしてやる、それが矛盾したように聞えるのです。なぜならば検察官自身が懲戒する権利があればいいけれども、それは請求権だけであつて、懲戒するものは彼らの監督機関である。その監督機関と相談をして、そしてまたその場合にそれをやるということになれば、それは彼らは養成しなさいといふことが前もつてわかつたやうなことになるから、請求してもむだなことになる。その辺あなた方は両者の円満な運営のためにそう期待せられるのであるが、ほくはそういうことをあまり建前にするとおかしいことになると思ふ。そうするとこの法律が全然骨抜きになつてしまふ。みんな、ことに警察官ぐらゐな張り根性の強いものはないのだし、そしてお互いに部下をかばう。これはいい点もあるが悪い点もある。清濁をあまりにもあわせのみの指揮に従わぬといふつむじ曲りがなきにしもあらずだから、こういう法案を用意されたと思ふのだが、それについて相談して行くといふこともあり得ると思ふけれども、何かその公安委員会なら公安委員会が相談をして、いやこんなものは検事のさしずは受けなさいといふやうなことでそれを拒否してしまふ明らかな意思表示をして置く。しかしどう考へてもこれは不当だから処罰しなければならぬと検事が思つても、やりようがないことになりませぬか。

○下牧説明員 ちよつと説明が足りなかつたかもしれませぬが、懲戒罷免権者という最高のところへすぐ持つて行くというのじやございませぬので、おのおの監督系統が段階的になつておりますから、そのすぐ直屬の監督者に言ふとかかなんとかいふことで、事実上大体話が片づくのじやなからうか。それから最後の段階において意見がととのわぬ場合におきましても、これはやはり法的に押す力はないと思ふので、猪俣先生のおつしやる通りになると思ひますが、最後はやはり輿論に訴へて、そうしてその責任がはつきりして来るのじやなからうか、その辺のところでおちつければ大体よからうか、ように私たちは考へたわけでございます。

それからただいまのお言葉の中で、今度の警察法では公安委員会には懲戒罷免の権限がございませぬで、警察官長官とそれから隊長、各地方の本部長といふふうになつておりますので、警察に關する限りにおきましては、一般の通常の場合における懲戒罷免権者、この法律に言ふ懲戒罷免の権限を有する公安委員会とは別個の組織になつております。その点で、警察面においては、公安委員会に請求するといふことはまた一面意義があるのじやないか、かように私も考へております。

○井伊委員 第一条のところ、訴追は書面によつてやるといふことでありますが、これに対する訴追の要件となるやうなものは別にないでしようか。というのは、罷免といふのと懲戒といふものは訴追される際にそれを明らかにしておくのであるか。つまり懲戒を要求しておるのか罷免を要求しておるか明らかになさるべきであると思ふがどうか、その他書面による要件、それを聞きたい。

○下牧説明員 法的には要件は何も書いてございませぬ。自由に書いていいといふことになつておりますが、実際上書面によるということにいたしま

すれば、懲戒理由は当然書くことになつて思ひます。少くとも理由を付さない請求といふことはあり得ない。それからただいまおつしやりました罷免と懲戒の區別をして初めから請求して行くかどうか、非常にごもつともお尋ねでございます。訴訟法によりまして、懲戒と罷免といふのを區別してございませぬ。ところがこの法律の考え方では二つにわけた考へ方になつてございませぬ。息を長く読みまして懲戒または罷免の訴追、または懲戒または罷免の請求といふやうに私どもの気持ちで読んでおるわけでございます。

それで一言申せば、懲戒または罷免の請求といふことは一般の場合における懲戒処分の請求といふことと同じやうになる、その意味で考へておるやうなわけでございます。従ひましてこの場合は懲戒にして、この場合は罷免にして、とかいふ區別をして検察官としては請求いたしません。懲戒または罷免の請求といふ一つの文句でもつて、言いかえれば懲戒処分の請求、あとの程度請とかその辺のやり方といふのは通常の例に従つてやつてもらへばよろしい、こういう大まかな請求をいたすといふつもりでございます。

○井伊委員 そういたしますと訴追を受けたところの公安委員会あるいは訴追罷免の権限を持つておるもの、こういうものに、ただ訴へただけで一切はまかせ、どういふふうになつてもただまかせ、そういう意味合いのものですか。

○下牧説明員 最後の判断は全部まかせるといふ建前であります。ただ先ほどちよつと申し落しましたが、検察官として意見を述べていい場合もあるかと思ひます。中には懲戒する、罷免するとか、あるいは減給でよろしいとか、戒告でよろしいとか、意見を述べることがかまわれないと存じます。と申しましても、必ず意見を述べなければならぬかといふと、そういうことじやございませぬので、一気にしかるべき処分をしてもらいたいといふことで請求いたしてもかまわれない。それは各具體的事案によつて判断して行けばよいのじやないかと思ひます。最後の決定権はすべて公安委員会または懲戒罷免権者にまかせ、こういう考へ方でありませぬ。

○井伊委員 訴追請求の事実等についての証明については、検察官と、それから公安委員会その他の懲戒罷免の権限を持つておる者との間に、どういふやりとりをするといふか、そういうものは重ねて適宜にこれを証明する方法、供述するとか、あるいは調査を求めるといふやうなことができるのか、あるいは書面だけでこれを行うものか、それはどうでございますか。

○下牧説明員 その点はこの法律の第二条によりまして、一般の警察官なら警察官、それから特別警察官なら特別警察官を懲戒する場合における手続に従つてやる。その場合、ヒヤリングといふことになつておりますれば、今度の場合もヒヤリングでやるということになりませぬし、その辺が適当な懲戒罷免権者の認定にまかされてある場合は、それに従つてやるといふふうにはいたして、それ／＼おの／＼の機関において、通常のやり方においてやるといふふうにはいたしたわけでございます。

つて違つて参るといふことになるかと思ひます

○井伊委員 第二条のところですが、訴追請求を受けた者が「処分の種類、手続（処分に対する審査に関するものを含む。）」これはどういふ場合ですか。

○下級裁判員 お手元の「懲戒手続法案関係資料」、これの一番最後のところに表がございしますが、最後のページの表の方——これは懲戒処分を受けた者がその審査に不服の場合に、不服を申し立てて審査を受けるということになつておりますが、国家公務員は、説明書を受領した日から三十日以内、保安庁の職員も懲戒処分の宣告書を受けた日から三十日以内に審査の請求をし得るといふその審査、言いかえれば、国家公務員につきましては、人事院または公平委員会にかかるとの審査でございます。それから地方公務員の場合においては、人事委員会と公平委員会にかかると、それに不服を申し立てた場合の審査の手続、それをこの場合においては含ませてやろうといふ趣旨でございます。

○小林委員長 それでは本件については本日はこの程度にとどめます。

○小林委員長 次に続いて下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を行います。

なおこの際お諮りいたします。本案審査中、最高裁判所当局より出席説明いたしましたのと要求がありました場合は、国会法第七十二条第二項によつてこれを承認することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と仰ふ者あり

○小林委員長 御異議ないものと認め、さういふのはからいます。

○井伊委員 在来群島の名瀬簡易裁判所、徳之島簡易裁判所、これが設立されて、現地の人たちの意向に配慮するものだとおっしゃるので、これはけっこうなことではございますが、独立前の裁判所との間に事務の引継ぎは円滑に行つておるものでありましようか。その点についてお伺いしたい。

○磯崎最高裁判所説明員 お答え申し上げます。昨年十二月二十五日仰せの両裁判所が設置されまう前に、鹿兒島地方裁判所から判事が参りまして、事前に事務の引継ぎをいたしまして、当時治安裁判所に係属しておりました事件、それから巡回裁判所に係属しておりました事件は、それ、二つの簡易裁判所、鹿兒島地方裁判所、鹿兒島家庭裁判所名瀬支部事件として順調に事務を引継いで審理いたしております。

○井伊委員 もう少し庁舎であるとか、裁判官の資格、裁判所の職員について現地の事情を詳しくお知らせ願いたい。

○磯崎最高裁判所説明員 裁判官は鹿兒島地方裁判所から判事の資格の人が参りまして、事務に當つております。書記官も鹿兒島地方裁判所管内の書記官が参りまして、従前書記の事務をいたしておりました者は補助に使用しまして、内地の資格者が行つて書記の事務をいたしておられます。現在までのところ、別段現地の裁判所事務処理に支障があるというようには報告を受けておりません。スムーズに行つておるものと思つております。職員は全体で三千

九名でございますが、特段の支障もなく事務は進捗いたしておるものと存じております。

○井伊委員 庁舎というふうなものについては、別に拡張するとか、今のところでは不自由だとか、そういうふうなことはどうですか。

○磯崎最高裁判所説明員 名瀬の戦前の庁舎は戦災によつて全部焼失いたしました。終戦後、昭和二十年だつたと思ひますが、新しくガリオア資金によつてつばな庁舎ができました。名瀬の支部と、簡易裁判所及び名瀬の支部検査庁は、その庁舎で支障なく執務したしております。徳之島の簡易裁判所は、徳之島の治安裁判所の庁舎が多少狭狭でございますが、それを継続して使用いたしております。この方は検査庁と両方入りますと多少きゆうくつでございますので、二十九年年度予算で大蔵省から若干の増設を認められるかと思つております。

○井伊委員 奄美群島の簡易裁判所から控訴する場合に、宮崎ではあまりに遠いというので、鹿兒島の方に高裁の支部を設置するといふことが言われておるのでありますが、そのことはどうなつておるのでございませうか。

○磯崎最高裁判所説明員 鹿兒島に福岡高等裁判所の支部を設置したいという御要望は、奄美群島の復帰以前より鹿兒島の方から積極的にございまして、事件の内容等を考慮して検討いたしておりましたが、奄美群島復帰後に存じております。奄美からは二つの、簡易裁判所の刑事の控訴事件、それから鹿兒島地方裁判所名瀬支部の民事刑事の控訴事件がそれ、ござい

ますが、現在までのところ件数といたしましてはさほど多くないといふふうに考へておりますので、裁判所といたしましては、高等裁判所の支部をただちに移すべきかどうか、あるいはむしろ高等裁判所が現地の方におもむきまして控訴審の事件をやれるように、裁判所法六十九条二項の開廷場所の指定といつたような便法が考へられないか、とこつた角度から検討いたしております。

○井伊委員 そうすると、今のところでは、まだ鹿兒島の方に高裁の支部を置くといふような御意向でもないといふのでございませうか。

○磯崎最高裁判所説明員 その点はまだ検討中でございますが、積極的に移すとも、移さないとも決定しておりません。

○木下委員 奄美大島のことが出たのでちよつと伺つておきたいと思ひます。奄美大島の復帰前の事柄なんですけれども、私奄美大島に行つてちよつと疑問に思つたことは、元国有林だつたらしい非常に広い山に、占領軍の方から私下げを受けたと言つて、岩崎山とかいつて大きな標札がかかつておつたことなんです。奄美の住民は復帰前からその山の奥に山林を持つておつたが、名瀬から古仁屋に行く一本道の沿線に歴大な私有地ができて、奥山の連中が材木を出すのを通らせないといふようなことで非常に不便を感じており、通るためには大きな犠牲を払わなければならぬといふような事実があるのです。私は余日がありませんで調べなかつたのですけれども、復帰前アメリカの沖繩の軍政部だらうと思つたのです、私の感じでは、その軍政部の連中

によりしくやつたんではないかといふふうに考へられるのです。国有林の大部分を、一人である鹿兒島の相当アプレゲールの財閥が所有林だと称して、道ばたにずつと標識を立ててある。一体占領当時、そういう日本の固有林を占領軍の人が払い下げることができたものかどうか。これは復帰すれば、領有事件の關係で登記のことが必ず問題になると思ふ。出し抜けに今井伊君から大島の話があつたので思ひ出してお聞きするのでありますが、今おわかりにならないればお調べになつていただきたい。これは非常に大きな問題で、やはり国民の前にはつきりさせなければならぬと思ひます。私の政治観では、占領軍の方によりしくやつて、一般民衆の無知に乗じてさういふ大きな財産を一人の私有物にしたものと思ふ。このまま捨てておけば、十年なら十年たつと時効といふことも起るので、おわかりになつていただければお調べになつていただきたい。これは最高裁判所であつて、あるいは民事局長にでも聞くべきことかもしれません、ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○位野木政府委員 ただいまお尋ねの問題でございますが、国有林のことでございます。これは法務省の所管でないかと思ひますが、私の承知しておる限度でお答えいたしますと、おつしやるように元の国有地が占領中に琉球政府あるいは向うの軍の管轄の方に移りまして、その管理権あるいは処分権までも向うに移りました結果、私人に貸し付けられたりあるいは払い下げられたといふふうな事例もあるように聞いております。これはやはり何

か軍の布告かまたは現地の法令のよう
なものが出来て、一応はその権限に
基いておるように聞いております。し
かしその当否についてはあるいは問題
があり得るかと思いますが、一応法令
上の根拠はあるというふうに聞いてお
ります。それ以上の詳細なことはた
いまわかりませんが、わかり次第御報
告いたします。

○小林委員長 林君。

○林(信)委員 先刻の井伊委員の質疑
に対する当局のお答えは、福岡の高等
裁判所の支部を鹿児島に設置すること
はまだ決定しておられない。そのこと
の可否は別にして、よくわかるのであ
りますけれども、質問の要旨である奄
美群島における名瀬並びに徳之島の簡
易裁判所の事件の処理としては、交通
不便の関係よりして、裁判所法六十九
条第二項によつて、その裁判所でない

他の場所での法廷を開くことができる
という規定もあるのだから、宮崎の支部
からでも出かけて行つてやつてやるこ
とも考えられるし、考えておくという
話であります。この六十九条は法廷に
関する規定であり、その開廷の場所は
原則として裁判所または支部であるこ
とが定められて、必要と認められる限
度の問題であるのですが、いわゆる例
外のあることは間違いないと思つて、
大体最高裁判所の単なる思いつきだけ
で、随時随所においてはやらぬ趣旨
であり、従来その解釈をやつておいで
になつたと思つております。今私結論をど
うこうと言つてはならないのですが、一
応考えられますことは、今度のような
交通不便の関係からこれを法にいうと
ころの必要と認めるものに解釈いたし
まして、高等裁判所より出張開廷をす

るということになりますと、これは不
便の限度が別に学理的技術的に明確な
ものではないのですから、表現の方法
によつては、あそこよりはおれのとこ
ろが不自由だというふうなことができ
ますと、さうなことがないへん広範
に起つて来はしないかと思つて、ほ
ん不遜な言い方もできませんが、ほん
とうにそんなことが出来るように思つ
て大まじめに御研究になつておられる
のでございましょうか。高等裁判所の
支部、この場合には宮崎の既存のもの
を鹿児島に持つて行くという事は非
常に至難なことだから、といつて要望
が非常に強いから、まあいけば言ひの
がれ式にございりうことも考えておる、
ああいうことも考えておるといふこと
でお答えになつたのかもしれないと思
つていますが、その点に関する御説明を承
りたいと思つております。

○磯崎最高裁判所説明員 交通不便と
いうことからだだちに六十九条第二項
の開廷に持つて行くことは、解釈と申
しますが、運用が多少広まり過ぎると
いつたような懸念もありますけれども、
今までも例が少ございまして、
が、東北管内でもやつたことがありま
す。それから必要と認める場合といふ
場合に、交通の不便といふことのほか
に公衆衛生といふことを考へまして、
罹患者に関する事件を裁判所外の簡便
な場所の中で開廷するといふことは常時
行われております。さういつた場合を
考へますと必ずしもできないこととはな
いのではないかとこのうに思つて、
私たちが方の総務局の中に課を置
きまして、開廷場所の指定、巡回裁判
といつたような自然の関係を研究し、
奄美大島の関係につきましては担当の

者を置きまして研究させております。
鹿児島まで行きまして特に奄美大島
の南方半島、沖永良部島方面の人は相
当時日を要しますし、ことに海が荒れ
ました場合にはほとんど交通が杜絶す
るといつたことがありますので、年間
一定の時期を区切りまして高等裁判所
から裁判に出かけて行く、その間に最
高裁判所で一定の時期の事件の開廷を
名瀬支部においてできるというふうな
指定をすることは必ずしもできないこ
とはない。措置としても不当ではない
といふふうにまじめに考へておるので
ありまして、必ずしも言ひのがれだけ
の見解ではございません。六十九条の
法の解釈としては多少広過ぎるけれ
ども、できないことはない。現在の措置
としてはさういふ方法が考へられるう
ちの最も妥當な措置ではないかといふ
ふうに思つております。

○林(信)委員 法文の言葉そのままに
参りますれば、これは最高裁判所のい
わば専権に属するものであつて、もち
ろんそれには制限がありますけれども、
も、それも最高裁判所が必要と認める
以外の機関においては必要でないの
であります。その意味から申しますれば、
御趣旨のような考へ方もまづ正面か
らは、あるいは議論にならないかもし
れない。従来この規定の解釈はかなり
嚴格に考へられて来たと思つて、
例があると言われますもの、それは今
具体的に取上げられております奄美群
島の例と比較いたしますと場合が違
だらうと思つて、私は直接タッチし
ておりませんが、存じませぬけれど
ども、建物が焼けちやつた、流れた、
こわれたといつたような例が主たる例
ではないかと思つて、いわば非常事

態の臨時の措置である。今度の場合にはそ
ういふ建前をとりまして、これは
恒久的なものなんです、臨時のものじ
やないわけです。そのこと自体は解釈
上よろしいし、また考へ方によつて、
それらの方面の方は利便を得る。これ
は異論のないことですけれども、さう
いふふうには解釈し、さういふふうには推
し広めて参りますと、おれのところ
も、おれのところもといふふうになり
まして、巡回して来てくれろ、出張し
て来てくれろ、こつたことが起つて
来るし、これは大分建前が違つて来
ると思うので、それでよろしいかどう
か。その根本的な考へ方で、局部的に
ながめて、この分だけはやれないこと
はない、やれば喜ぶ。これはわかるの
ですけれども、それが他に及ぼす影響
を考へますと、これは御研究も相当積
重でなくてはならぬと思つて、その
杞憂から私お伺いしておるのですが、
やはりそれでいのでしようか。

○磯崎最高裁判所説明員 六十九条二
項の運用の状況を見ますと、罹患者に
関する事件が一番多いのでございまし
て、熊本県の菊池患、あそこを指
定いたしましたし、岡山の長島愛生園
を指定いたしておりますが、これが実
際の運営上多い例であります。その次
が、仰せの通り、庁舎の焼失あるいは
水害による焼失でございまして、これは
件数としては少ございまして、先般門
司の簡易裁判所が流された例がご
ざいまして、多くの運用は、罹患者
の事件を、公衆衛生の観点から裁判所
の法廷を使用させないといふ趣旨に立
つてゐるのでございまして、林委員の御
指摘の通り、確かに奄美群島に適用し
た例をほかに広く及ぼすということに

は相当問題がございまして、よく慎
重に研究いたしたいと存じます。
○林(信)委員 それでよほど合つて来
たと思つて、あらためての質疑
やありませんが、御説明のような罹患
者のための出張開廷といふような例、
あるいは私が前に述べましたような、
建物の損壊しましたような場合それら
の例から参りますとまづたつた新たな例
になるのです。奄美群島の諸君を罹患
者扱いにしてもどうかと思つて、
お説のように慎重に御研究くださいま
すとともに、支部の移転の問題も同時
に慎重に御考慮願ひたい。私の質疑は
終了します。

○小林委員長 本日はこの程度にとど
めておきます。明日は午前十時より理
事会、午前十時三十分より委員会を開
会することとし、本日はこれにて散会
いたします。
午後零時五十四分散会

○磯崎最高裁判所説明員 六十九条二
項の運用の状況を見ますと、罹患者に
関する事件が一番多いのでございまし
て、熊本県の菊池患、あそこを指
定いたしましたし、岡山の長島愛生園
を指定いたしておりますが、これが実
際の運営上多い例であります。その次
が、仰せの通り、庁舎の焼失あるいは
水害による焼失でございまして、これは
件数としては少ございまして、先般門
司の簡易裁判所が流された例がご
ざいまして、多くの運用は、罹患者
の事件を、公衆衛生の観点から裁判所
の法廷を使用させないといふ趣旨に立
つてゐるのでございまして、林委員の御
指摘の通り、確かに奄美群島に適用し
た例をほかに広く及ぼすということに

は相当問題がございまして、よく慎
重に研究いたしたいと存じます。
○林(信)委員 それでよほど合つて来
たと思つて、あらためての質疑
やありませんが、御説明のような罹患
者のための出張開廷といふような例、
あるいは私が前に述べましたような、
建物の損壊しましたような場合それら
の例から参りますとまづたつた新たな例
になるのです。奄美群島の諸君を罹患
者扱いにしてもどうかと思つて、
お説のように慎重に御研究くださいま
すとともに、支部の移転の問題も同時
に慎重に御考慮願ひたい。私の質疑は
終了します。

昭和二十九年四月一日印刷

昭和二十九年四月二日発行

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局